

■ 第3回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和2年8月5日（水）午前10時00分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから第3回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴者及び報道関係の方がおられます。

次に、机上配付の資料について説明します。新潟県弁護士会の会長談話と、新潟県最低賃金の年次別推移の2種類を机上配付させていただきました。よろしくお願いたします。

報道の方につきましては、次に会長のあいさつがありますので、頭撮りはそこまでということをお願いいたします。

以後の議事進行は、会長をお願いいたします。

（会 長）

今年度は新型コロナウイルスの問題で、非常に難しい状況である。なおかつここ最近では感染拡大も広まっており、先行きが見えないという状況。一方で、目安につきましても示されないという、そういう非常に難しい状況の中で新潟県の最低賃金をどうするかということについて部会のほうで結論を出していただくという困難な課題に取り組んでいただきました。

部会では、その中で真摯な話し合いが行われ、結論を得たということでもあります。その結論に基づいて、ただいまから議事を行っていきたいと思います。

新潟県最低賃金額の改正につきまして、専門部会の審議経過を部会長から口頭で報告していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

（事務局）

記者の方たちも撮影はここまでとなりますので、一旦退室をお願いいたします。傍聴される方については、そのまま傍聴していただいて結構です。

引き続き、部会長お願いします。

（部会長）

令和2年度の新潟県最低賃金額改定については、新潟県最低賃金専門部会において、7月28日以来、本日に至るまで合計4回の会議を開催し、労使双方から、それぞれが主張する

改定額の根拠等について互いに真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くしてきたということが認められます。

続いて、まず労働者側の主張を報告いたします。労働者側委員は、以下の3点について主張されました。

①地域別最低賃金は、セーフティーネットとしての大きな役割があるが、実態との乖離が生じている。現在の新潟県の最低賃金である830円では、1日8時間、1か月21日働いても月額13万9,440円、年間で160万円にしかならず、ワーキングプアと言われる年収200万円を大きく下回り、連合が独自に算出したリビングウェイズでは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準15万5,000円には全く足りない状況である。最低賃金に近い賃金で働く労働者が最も新型コロナウイルスの影響を受けている中、最賃法第1条に立ち返らなければならない。法定最低賃金の引き上げは社会的要請であるということです。

②地域間格差は、中央最低賃金審議会の公益委員見解に記載のとおり、地域別最低賃金の審議に際し、見解を十分に斟酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める声も勘案しつつ、適切な審議が行われるとあるように、地域間格差は重要視されております。

現在の全国平均に比べて71円もの開きがあり、なおかつ全国平均との差は5年間で6円広がっている。また、新潟県は関東甲信、北陸3県と比較しても下位の状況にある。新潟県内の労働力確保及び人口流出に歯止めをかけるためにも、これ以上格差が広がらないよう、最低賃金を近隣上位地域と並ぶ水準に引き上げることが重要である。

③春季賃上げ状況から賃上げ幅は新型コロナウイルス前と比べ少なくなっているが、確実に賃上げは継続している。県内の有効求人倍率もどの業種も軒並み下がっているが、まだ1倍を超えており、リーマンショック時と同じとは言い難い。中央最低賃金審議会の公益委員見解にも賃金引き上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことで、消費の拡大、経済の好循環を継続・拡大させるとし、ただし、中小企業に対しては、生産を高める支援、補助金、大企業の下請取引の条件改善等国に要求していかなければならない。それらが、更なる雇用を生み出すものと思われる。

以上により、中央最低賃金審議会の公益委員見解を尊重しつつ、新型コロナウイルスの中で、新潟県の実情を勘案し、10円引き上げて840円とすることが望ましいと主張されました。

その後、専門部会会議における議論、個別折衝を重ね、妥協できる一致点として、最終的に1円の引き上げで合意しました。

続いて、使用者側の主張をご報告します。使用者側委員は以下の3点について主張しまし

た。最低賃金については、あくまでも「法の三要素」をもって改定額を考慮すべきであるが、今回は非常事態であることを鑑み、以下のとおり主張しますということです。

①「労働者の生計費」については、新潟県内の各種動向調査を見ても、新型コロナウイルスの影響で4月から物価は低下傾向が続き、労働者の生計費も同様に低下傾向にある。また、新潟県全体としては、最低賃金が生活保護費を上回っている。

このことから、生計費において労働者の負担が増えているとは考えられないので、賃金は上げる必要性はないと言える。

②「賃金」については、賃金改定状況調査の第1表並びに各種アンケート調査結果によれば、実質賃上げできていない状況が加速しており、緊急事態直近現下の状況をあらわしている。

これらのことから中小企業の支払能力は前年に比べて著しく低下、また雇用調整助成金や持続化給付金でなんとか持ちこたえている現状を見れば、すでに限界を超えている。

以上、使用者側の見解を申し述べたが、安倍総理が官民を挙げて雇用を守ることが最優先であるという考えを示しました。中小企業・小規模事業者が雇用調整助成金を活用するなどして雇用の維持に精一杯取り組んでいます。ここで法的強制力のある最低賃金を引き上げることは、これらの事業者の心を折ることになる。まさに新型コロナウイルスの第二波、第三波到来が懸念され先行きが極めて不透明な状況の中、事業者が引き続き事業を継続、雇用の維持に全力で取り組むためにも、最低賃金は据え置くべきであるという主張をされました。

③「支払い能力」については、第160回中小企業景況調査中の全国調査によると、経常利益D Iは、マイナス64.1と前期の差が39.7ポイント減の4期連続の資金調達が滞っている状況にある。事業の継続、雇用の維持に黄信号がともっている。県内は少雪に続き、新型コロナウイルスによる打撃から立ち直る状況とは程遠く、依然として大幅なマイナスの景況から立ち直る小企業にとっては大変厳しい状況である。

また、賃金改定状況調査の「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」によれば、Cランクでは、人手不足の中で賃金引き上げが迫られている状況下にもかかわらず、約30パーセントの事業所が賃金改定をしない、または賃金を逆に引き下げたとしています。このことはすでに支払い能力が限界に達していることが伺えるといっております。

以上により、新潟県の最低賃金については、中央最低賃金審議会の公益委員見解を踏まえ、一貫して据え置きを主張されました。

その後の会議における議論、個別折衝を重ね、妥協できる一致点として、地域間格差への配慮について、一定程度理解し、最終的に1円の引き上げで合意いたしました。

以上、まとめますと、本部会としては、以上の労使双方の主張をもとに、対話を重ねて相互理解を得ることで全会一致による答申に向けて努力してきた結果、830円プラス1円で全会一致で合意しました。

労働局においては、今後、県民に対して最低賃金の周知と最低賃金履行確保に向けての指導監督の徹底を強く要望いたします。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援に係る取組みについても併せてお願いいたします。

最後に、本部会における本年度の審議において、労使双方が真摯な姿勢で臨まれ、過去にない緊急事態にもかかわらず、全会一致に向けて歩み寄ろうと努力された結果、極めて建設的な議論を行うことができました。このことに、最大限の敬意を表するとともに衷心より感謝申し上げます。

(会 長)

只今、部会長から報告を受けました。専門部会では全会一致で議決にいたしましたので最低審議会令第6条第5項の適用により専門部会の決議をもって本審議会の決議といたします。只今の報告につきましてご質問はございますでしょうか。

失礼、その前に、鈴木部会長ご報告ありがとうございます。それでは、「新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書」について、事務局から報告をお願いいたします。

(室 長)

ただいま配付しますので、少しお待ちください。

私から新潟県最低賃金の改正に関する報告書を読み上げさせていただきます。

令和2年8月4日

新潟地方最低賃金審議会会長

永井雅人 殿

新潟地方最低賃金審議会

新潟県最低賃金専門部会

部会長 鈴木高志

新潟県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月8日、新潟地方最低賃金審議会において付託された新潟県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

別紙1を読み上げさせていただきます。

新潟県最低賃金

1. 適用する地域。新潟県の区域。
2. 適用する使用者。前号の地域内で事業を営む使用者。
3. 適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。
4. 前号の労働者に係る最低賃金額。1時間 831 円。
5. この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
6. 効力発生の日。法定どおり。

また、別紙2のとおり。別紙2を読み上げます。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1. 地域別最低賃金。
 - (1) 件名、新潟県最低賃金
 - (2) 最低賃金額、時間額 803 円。
 - (3) 発効日、平成 30 年 10 月 1 日。
2. 生活保護水準。
 - (1) 比較対象者、12 歳から 19 歳・単身世帯者。
 - (2) 対象年度、平成 30 年度。
 - (3) 生活保護水準（平成 30 年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万6,335円）。

3. 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県の最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以下、省略させていただきます。

別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額803円）は平成30年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員、鈴木高志、永井雅人、長谷川雪子
労働者代表委員、大場正啓、桑原典子、田辺綱男
使用者代表委員、佐藤佐智夫、寺尾綾、名古屋祐三

以上

(会 長)

ただいま報告にありましたとおり、今年度の最低賃金については、プラス1円の831円とするということで部会では、全会一致の結論が得られたということでございます。

併せて、平成30年10月1日現在で生活保護水準を上回っているということを申し添えておきます。

この報告につきまして、何かご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。先ほども申し上げましたけれども、専門部会では全会一致で議決に至っておりますので、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により専門部会の決議をもって本審議会の決議といたします。

それでは答申したいと思しますので、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

(事務局)

また配付しますので、少しお時間をお願いいたします。

(会 長)

それでは答申文を事務局から読み上げてもらいます。

(室 長)

答申文を読み上げさせていただきます。

令和2年8月4日

新潟労働局長 奥村伸人 殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井雅人

新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当時審議会は、令和2年7月8日付け新労発基0708第2号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申す

る。

別紙1を改めて読み上げさせていただきます。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1. 適用する地域、新潟県の区域。
2. 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
3. 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
4. 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間831円。
5. この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
6. 効力発生の日、法定どおり。

また、別紙2のとおり、別紙2を改めて読み上げさせていただきます。

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1. 地域別最低賃金

- (1) 件名、新潟県最低賃金。
- (2) 最低賃金額、時間額803円。
- (3) 発効日、平成30年10月1日。

2. 生活保護水準

- (1) 比較対象者、12歳から19歳・単身世帯者。
- (2) 対象年度、平成30年度。
- (3) 生活保護水準（平成30年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万6,335円）。

3. 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県の最低賃金が下回っているとは認められなかった。

別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、平成30年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額803円）は平成30年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

以上

(会 長)

どうもありがとうございました。ただいま読み上げていただきましたとおり、答申いたします。

(事務局)

報道陣の方については撮影のご用意をお願いいたします。

(会 長)

答申いたします。

(局 長)

ありがとうございます。

答申に対するお礼のあいさつをさせていただきます。

ただいま答申をいただきまして、誠にありがとうございます。

現下の厳しい経済情勢の中、雇用の確保と賃金引き上げという大変難しい問題につきまして、昨日まで4回にわたって専門部会を開催し、ご検討いただきました。この答申の意義は大変重いものと受け止めております。委員の皆様一人一人に心から感謝申し上げます。

今後は、この答申を受けまして、異議申し立てなどの諸手続を経て、新潟県最低賃金が決定されることとなります。

新潟労働局としましては、改正される最低賃金の周知と遵守の徹底を図ってまいります。

また、新潟県最低賃金の引き上げにより、大きな影響を受ける中小零細企業への支援も行うことも重要です。

現在、労働局では、雇用調整助成金と新たな休業支援金の支給に鋭意取り組んでいるところですが、これらに加えて生産性の向上など、あらゆる助成金制度や相談事業により、新潟県の中小零細企業への支援に一層力を注いでまいります。

本日は、誠にありがとうございました。

(会 長)

以上をもちまして、新潟県最低賃金を局長に答申いたしました。関係委員各位のご苦勞に感謝いたします。

これで議事がすべて終了いたしました。最後に、議事録の署名人を指名させていただきます。

労働者側からは桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

今後の日程について室長から説明をいたします。

(室 長)

今後の日程について説明をさせていただきます。本日、新潟県最低賃金の改正決定についてご答申をいただきましたので、本日から8月20日木曜日までの異議申し立ての期間を経たあとに、8月21日金曜日、午前10時から開催予定の第4回本審で、申し立てのあった異議の取り扱いについてご審議をいただくこととなります。

なお、8月21日の審議のあと、官報公示を行い10月1日の発効予定となります。

(事務局)

ただいまの説明で、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、第3回最低賃金審議会を終了いたします。

次回は、8月21日金曜日、午前10時から、9階、新潟地方気象台の会議室となります。
本日は、大変お疲れさまでした。